

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 9 日

令和4年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 3 月 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和4年3月9日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和4年3月9日 午後2時10分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	宮 平 喜 文	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美	会 計 課 長	石 川 聖 子
	教 育 長	垣 花 健	産 業 振 興 課 参 事	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長 兼 住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		
	船 舶 ・ 観 光 課 長	松 田 力		

令和4年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和4年3月9日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第11号～議案第21号まで）
3	議案第11号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4	議案第12号	座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
5	議案第13号	座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
6	議案第14号	令和4年度座間味村一般会計予算について
7	議案第15号	令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について
8	議案第16号	令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について
9	議案第17号	令和4年度座間味村航路事業特別会計予算について
10	議案第18号	令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について
11	議案第19号	令和4年度座間味村下水道事業特別会計予算について
12	議案第20号	令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について
13	議案第21号	令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について
14		同意案件の説明（同意第1号）
15	同意第1号	座間味村教育委員会委員の任命について
16	報告第1号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告について
17		議員派遣の件について
18	発議第1号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議書

○ 議長（中村秀克）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 宮平喜文議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第21号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてまでの提出議案の一括説明を求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今日もよろしくお願いいたします。それでは説明させていただきますが、先日に引き続き提出議案につきましては、せんだって行われた全員協議会で詳細を説明させていただいておりますので、かがみを読んで説明に代えさせていただきたいと思っております。

議案第11号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号）、の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

令和4年人事院勧告に基づく給与の見直の実施により、本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第2号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の2中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の120」に改める。

第19条の3中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例 の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村過疎地域持続的発展計画策定に伴い所要の改正を行う必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第3号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年3月9日条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「（過疎の地域における課税免除）」を「（産業振興促進区域における課税免除）」に改め、同条中「村長は、過疎の地域内において、過疎地域の公示の日から平成31年3月31日（当該過疎が当該期間内に当該過疎に該当しないこととなる場合には、その該当しないこととなる日）までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける製造の事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「過疎特別償却適用設備」という。）を新設し、又は増設した者については、過疎特別償却適用設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（当該過疎の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。」を「村長は、産業振興促進区域内において、過疎法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額以上のもの（以下「過疎地域特別償却適用設備」という。）の取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、

改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む（資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設または増設に限る。）をいう。）をした者に対しては、過疎地域特別償却適用設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（当該公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して、その取得の日に属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3年度分までの固定資産税について、課税を免除する。

- (1) 製造業または旅館業 500万円（次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）
 - ア 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人 1,000万円
 - イ 資本金の額等が1億円を超える法人 2,000万円
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円に改める。

附則に次の各項を加える。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和3年4月1日以降に取得された同条に規定する過疎地域特別償却適用設備等について適用し、同日前に改正前の第5条の規定により固定資産税の課税免除をうける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

議案第13号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、座間味村国民健康保険税条例（平成12年条例第20号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

座間味村国民健康保険の保険税について未就学児に係る被保険者均等割り額を減額措置し、その減額相当を公費で支援する制度が創設されるため本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第4号

座間味村国民健康保険税条例

座間味村国民健康保険税条例（平成12年3月21日条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「第23条」の次に「第1項」を加える。

第13条第1項中「同項」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「5」の次に「第1項」を加え、同条第3号に次のように加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者（以下未就学児という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について定める額
 - ア 前項第1項アに規定する金額を減額した世帯 1, 650円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 2, 750円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 4, 400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 500円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1項ウに規定する金額を減額した世帯 690円
 - イ 前項第2項ウに規定する金額を減額した世帯 1, 150円
 - ウ 前項第3項ウに規定する金額を減額した世帯 1, 840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2, 300円

第23条の2中「前条」の次に「第1項」を、「前条第」の次に「一項第」を、「総所得金額」の次に「及び」を加え、「与」を削り、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」の次に「第1項」を加え、「条」を「項」に改め、「5」の次に「第1項」を加え、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

附則第3項、第4項、第6項、第10項及び第12項から第14項までの規定中「第23条」の次に「第1項」を加える。

附則に次の1項を加える。

附則 （適用区分）

- 1 この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、第28条の2の改正規定（「総所得金額」）を

「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える部分に限る。）は公布の日から施行する。

休憩願います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

すみません、失礼しました。資料が準備できましたので説明させていただきます。

議案第14号

令和4年度座間味村一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計予算

令和4年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,916,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		84,509
	1 村 民 税	30,746
	2 固 定 資 産 税	40,822
	3 軽 自 動 車 税	3,887
	4 村 た ば こ 税	4,054
	5 法 定 外 目 的 税	5,000
2 地 方 譲 与 税		7,523
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,928
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,421
	5 森 林 環 境 譲 与 税	174
3 利 子 割 交 付 金		34
	1 利 子 割 交 付 金	34
4 配 当 割 交 付 金		119
	1 配 当 割 交 付 金	119
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		114
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	114
6 地 方 消 費 税 交 付 金		22,409
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	22,409
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1,343
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,343
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		0
	2 環 境 性 能 割 交 付 金	0
9 地 方 特 例 交 付 金		443
	1 地 方 特 別 交 付 金	443
10 地 方 交 付 税		911,218
	1 地 方 交 付 税	911,218

款	項	金額
12 使用料及び手数料		77,681
	1 使用料	72,027
	2 手数料	5,654
13 国庫支出金		168,332
	1 国庫負担金	24,999
	2 国庫補助金	141,935
	3 国庫委託金	1,398
14 県支出金		288,225
	1 県負担金	15,274
	2 県補助金	242,199
	3 県委託金	30,752
15 財産収入		5,000
	1 財産運用収入	5,000
16 寄付金		1,001
	1 寄付金	1,001
17 繰入金		1,900
	2 基金繰入金	1,900
18 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
19 諸収入		7,797
	1 延滞金、加算金及び過料	264
	2 預金利子	1
	4 雑入	7,532
20 村債		308,565
	1 村債	308,565
歳入合計		1,916,213

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		33,211
	1 議会費	33,211
2 総務費		341,677
	1 総務管理費	288,034
	2 徴税費	23,567
	3 戸籍住民基本台帳費	23,625
	4 選挙費	5,375
	5 統計調査費	35
	6 監査委員費	1,041
3 民生費		136,540
	1 社会福祉費	108,193
	2 児童福祉費	28,318
	3 生活保護費	29
4 衛生費		422,286
	1 保健衛生費	81,230
	2 清掃費	341,056
6 農林水産費		51,569
	1 農業費	20,784
	2 林業費	16,878
	3 水産業費	13,907
7 商工費		146,285
	1 商工費	146,285
8 土木費		118,465
	1 土木管理費	24,437
	2 道路橋りょう費	11,140
	3 河川費	5,999
	4 港湾費	13,888
	5 下水道費	27,738
	6 住宅費	9,848
	7 空港費	25,415
9 消防費		63,508
	1 消防費	63,508

款	項	金額
10 教 育 費		411,755
	1 教 育 総 務 費	73,090
	2 小 学 校 費	260,941
	3 中 学 校 費	11,026
	4 幼 稚 園 費	33,981
	5 社 会 教 育 費	3,472
	6 保 健 体 育 費	29,245
12 公 債 費		131,324
	1 公 債 費	131,324
13 諸 支 出 金		56,593
	2 公 営 企 業 費	56,593
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,916,213

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	10,865	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策債 (リサイクルセンター整備事業)	134,600	(借入時期) 令和4年度。		
過疎対策債 (阿嘉小中学校校舎改築)	163,100	(ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)		
計	308,565			

議案第15号

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,925千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		28,376
	1 国 民 健 康 保 険 税	28,376
3 使 用 料 及 び 手 数 料		39
	2 手 数 料	39
4 国 庫 支 出 金		1
	2 国 庫 補 助 金	1
7 県 支 出 金		150,848
	1 県 補 助 金	150,848
10 繰 入 金		23,631
	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,631
11 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
12 諸 収 入		29
	1 延 滞 金 及 び 過 料	27
	2 預 金 利 子	1
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		202,925

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		8,901
	1 総 務 管 理 費	8,873
	2 徴 税 費	6
	3 運 営 協 議 会 費	22
2 保 険 給 付 金		137,120
	1 療 養 諸 費	112,224
	2 高 額 療 養 費	24,045
	3 出 産 育 児 諸 費	841
	4 葬 祭 諸 費	10
3 国民健康保険事業納付金		54,781
	1 医 療 給 付 費 分	40,530
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	10,415
	3 介 護 納 付 金 分	3,836
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		2,072
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,888
	2 保 健 事 業 費	184
9 諸 支 出 金		50
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	50
10 予 備 費		0
	1 予 備 費	0
歳 出 合 計		202,925

議案第16号

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,381千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,743
	1 後期高齢者医療保険料	3,743
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 繰入金		2,634
	1 一般会計繰入金	2,634
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	2 償還金及び還付加算金	1
	3 預金利子	1
歳入合計		6,381

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		50
	1 総 務 管 理 費	50
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,325
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,325
3 諸 支 出 金		6
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6
4 予 備 費		0
	1 予 備 費	0
歳 出 合 計		6,381

議案第17号

令和4年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村航路事業特別会計予算

令和4年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ778,182千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		778,181
	1 運 航 収 入	728,808
	2 営 業 収 益	3,842
	3 営 業 外 収 益	45,531
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 基 金 繰 入 金		0
	1 基 金 繰 入 金	0
歳 入 合 計		778,182

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 航 費 用		454,724
	1 旅 客 費	2,946
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	373
	3 貨 物 費	438
	5 燃 料 潤 滑 油 費	193,647
	6 養 缶 水 費	1,620
	7 港 費	3,420
	8 雑 費	1,650
	9 船 費	250,630
2 営 業 費 用		243,513
	1 保 險 料	4,113
	3 船 舶 備 船 料	150,556
	4 航 路 付 属 施 設 費	4,877
	5 店 費	83,967
4 事 業 税 費		15,000
	1 営 業 外 費 用	15,000

款	項	金額
5 公 債 費		64,945
	1 公 債 費	64,945
6 予 備 費		0
	1 予 備 費	0
歳 出 合 計		778,182

議案第18号

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		28,663
	1 営業収入	28,663
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		53,322
	1 繰入金	53,322
4 国庫支出金		27,000
	1 国庫補助金	27,000
5 県支出金		1
	1 県補助金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		33,200
	1 村債	33,200
歳入合計		142,189

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		102,226
	1 営業費	102,226
2 公債費		39,963
	1 公債費	39,963
歳出合計		142,189

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業債（簡水）	6,700	（借入方法） 証券借入又は証券発行による。	年6%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策債（簡水）	6,700	（借入時期） 令和4年度。		
公営企業会計適用債	19,800	（ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる）		
計	33,200			

議案第19号

令和4年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村下水道事業特別会計予算

令和4年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		0
	1 分担金及び負担金	0
2 下水道収入		10,656
	1 下水道収入	10,656
3 国庫支出金		23,600
	1 国庫補助金	23,600
4 繰入金		27,738
	1 繰入金	27,738
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		27,900
	1 村債	27,900
歳入合計		89,895

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		65,081
	1 下水道事業費	65,081
2 公債費		24,814
	1 公債費	24,814
歳出合計		89,895

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	9,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	9,200	(借入時期) 令和4年度。		
公営企業会計適用債	9,500	(ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)		
計	27,900			

議案第20号

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		3,751
	1 下水道収入	3,751
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		8,427
	1 繰入金	8,427
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		31,700
	1 村債	31,700
歳入合計		43,882

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		39,650
	1 漁業集落排水事業費	39,650
2 公債費		4,232
	1 公債費	4,232
3 予備費		0
	1 予備費	0
歳出合計		43,882

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	24,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
公営企業会計適用債	6,900	(借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)		
計	31,700			

議案第21号

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		0
	1 分担金及び負担金	0
2 事業収入		668
	1 下水道収入	668
3 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
4 県支出金		0
	1 県補助金	0
5 繰入金		2,828
	1 繰入金	2,828
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		5,800
	1 村債	5,800
歳入合計		9,297

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		8,594
	1 農業集落排水事業費	8,594
2 公債費		703
	1 公債費	703
歳出合計		9,297

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用債	5,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	5,800			

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第13号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6. 議案第14号 令和4年度座間味村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。一般会計は項目が多いですので、歳入、歳出の順で行きますのでよろしくお願いいたします。ページ数と感項で質疑をお願いします。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

歳入歳出は別々ということですね。その前に村長のほうからいろいろ読み上げていただいたんですけども、一般会計予算のかがみのところ、私たち全協でこれ指示しなかったのかな。令和3年3月8日となっていますけれども、これは令和4年の3月8日に訂正していただきたいと思っておりますけれども、これはどんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大変申し訳ございません。令和4年3月8日でございます、修正をさせていただきます、正誤表を後で送らせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ちょこちょこそういうふうにしてですね、全協のときから、これは私たちもそのときに気づかなかったのがあれですけども、昨日の補正の中でも、簡水、下水の誤りもありましたけれども、皆さん説明の中で正誤表はもちろんテーブルの上に置かれていたんですけども、その説明、謝り等も何もなかったんですけども、今後これは気をつけていただきたいと思います。

歳入のほうですけども、18ページ、財産収入のところ郵便局の敷地料として468万円を計上されておりますけれども、これはどういった経緯でそれを、どこをどう打ってそれが入ってくるのか。ちょっとそこを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

おはようございます。本日もよろしく申し上げます。ただいまの御質疑ですが、これは阿嘉島のイビニア横の村が所有している用地でございます。ちょうど阿嘉島の港を下りて給油所から学校へ行く、ちょうど真ん中ぐらいの左手でございます。約5年前に個人の方から購入して、当時公営住宅と交番等を建てたいということで購入した用地。その以降に、2年前にさらにその近隣地のほうも購入させていただいて、約1,000平米近くございます。その中の一部、郵便局のほう建て直しを行っているということで、用地を探していたということで、我々もこちらの用地を非常に広大に持っておりますので、その一部を今回、郵便局のほうに譲る予定となっております。一応は、単価のほうは1万2,000円の約390平米ですね。当時我々が買った単価そのまま譲渡して、歳入に今回入れるということで調整して予算計上をさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

大体どこだということは分かっていますけれども、以前そこを見に行ったことがありますけれども、もちろん誰かの土地だということも以前から分かっているんですけど、ちょっとそれに関連して聞きますけれども、例えば昨日からも一般質問にも出てきましたけれども、阿嘉の駐在所とかそういうものをやるとした場合に、宿舎とかそういうもの。あるいは村としてはアパート、民間の家を借りてアパート等にやったものですから、後々その敷地の利用方法、どのような考えをお持ちなのかちょっと教えていただけますか。その土地をですね、まず郵便局が買いますね、まだ余っているはずですよ。そこを例えば、昨日の一般質問にもありましたけれども、駐在がもし派遣されるとなると駐在の家を建てるか、あるいはその空いているところに、昨日から言っているように村営アパート等を含めた利用があるのか、そこまでお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この村有地に関しましては、今のところ決まってはおりませんが、予定としては、案としては駐在所ということで考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。この件に関しては以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

同じく18ページをお願いします。県支出金の土木費県委託金の慶良間空港管理委託金について伺いたいと思いますが、この1,683万8,000円の予算が計上されていますけれども、去年の予算を見たら2,500万円余りあります。約900万円ぐらいの減となっておりますが、その要因が分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この県の空港の委託金に関しましては、去年の実績に応じて今年の交付金の申請になっております。去年の交付金、減額になっておりましたので、このような金額になっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。現在も空港の職員は2名体制でやっているということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在、空港は3名体制で行っております。次年度は3名プラス1名の、応募をしておりますが、まだそれは確定しておりません。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

9ページのほう、軽自動車のほう。阿嘉、慶留間で区別、何台何台というのは分からないですか。軽自動車の台数をちょっと教えていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

現在、手元に台数の資料はございませんでして、予算のほうについては令和元年、2年、3年の平均の数値を載せさせていただいております。ちょっと手元のほうに資料がございませんので、よろしければまた追って報告差し上げたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。個人的に台数を知りたかったものですから、お願いしたいと思ったんですけども。

あともう一つのほう、滞納分は少ないんですけども、滞納分が、多分放置されているものとは別ですかと思ひまして、もう放置されて主が分からなくてというか、そういうことが起きていないかなと思ひて、その辺を調べていないかと思ひまして。放置車両がそのままずっと継続されているのかなと思ひて。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

滞納につきましては、リストを作成して我々の手元のほうで管理しております。しかし、廃車等ではなくて全て使用者がおりますので、この滞納の中には廃棄されてそのままというの見受けられない状況になっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いきなり飛びます。13ページ、商工使用料で艇庫の67万9,000円とボート使用料の81万6,000円、これはこんなものかなと思うんですけど、特にこのボート使用料という意味、どのボートの使用料、81万6,000円とは結構あるものですから、今艇庫の件もいろいろ言われているので、この艇庫の67万9,000円とそれからボート使用料、これに対して説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

おはようございます。本日もよろしく申し上げます。まず、艇庫の使用料に関してですが、基本的には大きい艇庫のほうにはサバニの保管料です。小さいところにはカヤック、SUP等の保管料をいただいております。

続きましてボート使用料につきましては、村がセーリングを誘致していますので、離島活性化事業にてボートを購入して、ボートをセーリングのほうにチャーターしていますので、その使用料となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ここは去年のものを見なかったんですけど、通常としてこれは当然予算として入ってくるんですか。そこ

までちょっと……。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

予算としてということは、現金は入ってきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。今、喜文議員が言ったすぐ下の港湾水道料使用料ですけれども、これは船の所有者の方が使っている水道とは違うのかな。予算が想定できないのか、数字が小さいのはなぜでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

これは基本的に船舶所有者が管理している水道に関してはメーターを設置しておりますので、あれは簡易水道事業の歳入として入っております。これに関しては自家用車の来訪者が水の供給がほしいということで、その分に関しては港湾の使用料として計上させておりますが、年間予算を計上するまでの金額に至らないため、費目存置として置かせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

衛生のほうですね、14ページ、この犬猫のマイクロチップを今後入れ込むという管理、そういう情報が、今年から始まるんじゃないかという情報も入っていますけれども、そういうこれから先のことは分からないですか、マイクロチップをペットに埋めるというそういうことの情報が入っていますけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

国、県からの通知については一部マイクロチップの件も情報は入っておりますが、まだその実行については未検討と村のほうではなっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。そういう情報が入りましたら、早急にペットに、今、猫にもマイクロチップを入れるということになっているらしいですので、その辺はぜひ早急に取り入れてやってほしいなと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。歳入項目以上でよろしいですか。

これから歳出に移りますが、もしまた聞きたいことがあれば戻っても構いませんのでよろしくお願いします。

では、次に一般会計の歳出項目について質疑をお願いします。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもある程度はお聞きしたんですけれども、26ページ、総務管理費の、これは負担金になりますか。一番最後、出向職員負担金500万円という話が出ております。これは外部から2人ぐらい採用するというか、人事交流みたい形でやるということを全協で聞いたんですけれども、これをもう少し具体的に説明をお願いしますか。この500万円という予算計上に関して。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの喜文議員の御質疑、私のほうからお答えをさせていただきます。全協でも申し上げましたが、この500万円という金額は役場の会計課の職員を予定しております。500万円を出向の負担金とさせていただきます。それ以外に係るものに関しましては、出向先のほうから負担していただくということになっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは人員的には何名の予定なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

役場には1人、そして那覇出張所のほうに1人を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今は3月の9日、これは内々的にある程度進んでいるというふうに見てもいいんですかね。4月、年当初、あと1か月も待たないうちに新年度スタートしますし、内々的には話は進んでいるというふうな方向性で捉えてよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。そのとおりでございます。予算編成をさせていただく中で予算書を含めて議案の配付をする前に、正副議長のお二人には事前に話をさせていただいておりますが、昨年発生しました職員の横領事件を踏まえ、いろいろと改革を行っているところでございます。そういった中で沖縄銀行がファイナン

シャルグループということでグループ企業を持っておりまして、あちらのほうからお声がけをいただきました。職員の人事交流、既に先月ですが、うちの職員2人が3日間の新人職員が銀行で研修を受けたり、あるいは公金の取扱い、現金の取扱い等についてのマニュアル等についても銀行のほうは私たち以上に厳しいものがありますので、そういった内容の交流とかお勉強をさせていただく。包括的な連携をさせていただこうということで去年から話を進めてまいっております、その一環として人事交流、職員の研修だけではなくてあちらから職員を招聘して1年単位で契約をさせていただいて、座間味村に民間企業のノウハウ、あるいは金融機関のノウハウを入れることで現金の取扱いだけではなくて、民間企業と公務員の違いもございますので、そういった職場にいい風を吹かせていただきたいということで進めているところでございます。この内容は、今最終的な精査をさせていただいているところで、人選についてはある程度固まっておりますが、来週の金曜日、木曜日ぐらいに沖縄銀行ファイナンシャルグループの沖銀頭取と私のほうで包括連携協定を結ばせていただく予定となっております。それを踏まえて4月から座間味村役場の会計のほうに1人、那覇事務所のほうに1人職員を派遣していただくという内容でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私もたまたま先週沖銀へ住宅ローンのものがあって行ったら、たまたまその話を銀行員から聞かされたんですけども、これは任期と、それから座間味に派遣するときの宿とかですね、そういったものも全て兼ね備えていますか。そこまでお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

一応、1年をまずは予定しております、それ以降についてはお互いで、また新しい方をお願いする場合もございますでしょうし、その方が連続でやる場合もある。あるいは時と場合によっては一旦1年で切れる場合もあるかと思えます。それは4月以降にしっかりとお互いで協議をしながら必要があるのか。あえてもう一つ申し上げますと、今年度に関しましては職員採用の募集をしても1件も来なかったということもございまして、非常に今、職員の数が定数よりも不足をしている状態もありましたので、それも併せてありがたいなと思っているところですが、そういった状況も踏まえながら、1年目終わって2年目から以降はどうするのかというのはしっかりと内部でも調整をさせていただきながら、その結果を踏まえて沖縄銀行ファイナンシャルグループの皆様方と協議をしていくということでございます。給与につきましては、先ほど副村長からもあったように、私どもは負担金として払わせていただきまして、給与は銀行のほうから払われる。私たちが持っている負担金以上の部分については沖縄銀行のほうで人件費として支払をしていただくという取決めが、最終的には印鑑を押していませんけれども、そういった取決めになることになっております。それと併せて、住居に関しても1か所確保させていただいておりますので、その問題もクリアしているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。この件に関しては以上です。

すぐ下の27ページ、工事請負で250万円、仮設道路整備工事とありますけれども、これはどこの道路整備になっておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

本案件につきましては、先ほどの阿嘉島の郵便局の用地なんですけれども、今は雑草も生えて管理ができていない状況でございます、一部段差が生じているところがありまして、そういったところを整備しながらならして、仮設道路を造ろうということで今回歳入からこちらのほうの予算を回していただいて、工事費のほうに計上させていただいております。また周辺ブロック塀とかも建てられているものですから、そちらも撤去してフラットにしようということで考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、40ページをお願いします。18節負担金、補助金及び交付金とあります中で、家庭的保育事業の1、153万円余り計上されていますけど、これは座間味島だけの施設なのか、何名ぐらいの保育児を預かっている予算なのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

こちらにつきましては、村内座間味島にあります民間の保育所1園のいわゆる公定価格という、昨日も御質問あったんですけども、なっております。約96万円の12か月分、いわゆる補助金のほうを流すということで、12か月分計上しております。一応保育の定員は5名となっております。家庭的保育ということで5名定員の保育園となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

31ページ、説明のほうの上から3番目、収納管理システム改修費、コンピューターのシステム改修だと思んですけど、具体的に収納管理システムというのが分からないので教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

これは税関係になるものです。税とか固定資産税とかの、民間企業に委託している部分の委託料になっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

では引き続き、47ページ、説明のほう上から4番目、軽石対策の件、昨日お聞きするのを忘れていました、除去の期間ですけれども、もし分かればいいんですけど、想定される期間がもし分かればちょっと伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。昨日も御説明いたしましたが、主要海岸とか主要なビーチは県で連休前までに行う予定となっております。それ以外の部分ですね、例えば島の裏側のニタとかチシとか、慶留間島だとカキジリ近辺の車が入れない部分、ほかウミガメが産卵する箇所についてはですね、ウミガメが産卵する時期までに、その箇所については除去する予定となっております。それ以外については作業の進め方は県とかその辺の予算の取扱い等もありますので、協議しながら進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

また前のほうに戻りますけれども、28ページ、総合センター費ということで修繕費が87万5,000円、今総合センターというと阿嘉にしかないはずなんですけれども、これは阿嘉の総合センターのことなのか、どういった修繕をするのか教えていただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

この件につきましては阿嘉島の総合センターとなっております。今回冷房機、いわゆるクーラーの撤去と設置となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いきなり飛びます。36ページ、負担金ですけれども、村社協908万6,000円、去年は864万4,000円で44万2,000円ぐらい増えているんですけども、増えた要因と、それからついでに申し上げますけれども、私月曜日に社協の集まりがありまして参加したんですけども、社協の、皆さんも、もちろん本村も先ほど村長が言っているように職員の採用が厳しい状況になっていると、昨日の施政方針の中で

も離島のあれを含めて職員の採用の在り方を考えようというようなことが施政方針にも載っていたんですが、この、もちろん予算の計上と、それから社協の専門員が6月いっぱいでお辞めになるというような話を聞いています。私はですね、これは予算の段階でその話をするのもあれなんですけど、社協は、座間味村は南大東と一緒に法人化するのがとても遅かったんですね、後ろにイトミネナオキさんがいますけど、たまたま私が役場に入ったときに、私は最初社協を持ったんですね。社協が役場にあったんですよ。それで座間味村と南大東村は社協を法人化しなさいと、当時、与儀九英村長が社協の会長で、私が社協のあれで行って、それから社協の、今は引退したんですけど、呉屋局長を呼んで、社協を法人化したという経緯があるんですね。昨日も言ったように、座間味村はこれから先、超高齢化になります。社協の役割はとて大きくなると思うんですね。それでももちろん村職員もそうなんですけれども、社協の職員も村も一緒になって考えていかないといけないんじゃないかなと思って、今後これの人材育成の面を含めてどのようなことを考えているか、まず予算計上の額と、それから今後の社協の運営方法等も村としてどの程度認識しているのか。その辺を願ひできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

宮平議員おっしゃるとおり、社協の役割というのは座間味村だけではなくて各自治体にとって非常に重要な組織であるという認識は私のほうでも一緒でございますし、行政職員としても同じような気持ちで仕事をさせていただいております。そういった中でうちの職員が事務局のお手伝いをしたりということで副村長にも関わってもらっておりますが、今回の指導員が退職されるということについては非常に危機感を持っている部分もございます。ただ、御本人は一身上の都合ということで内容については話は聞かせていただいておりますが、ここではプライベートな話でございますからやめておきますけど、お話を聞くとなかなか慰留するのは非常に厳しいなという状況がございました。その状況に関しましては、昨年から情報を仕入れておりましたので、これから先の社協の在り方、人材育成については日頃から副村長を中心に担当の課長も含めていろいろ話をさせていただいているところです。なかなか抜本的な改革といいますか、これについての行政が何ができるかというのはまだ答えが出ていないところでございますが、現状として今何ができるかということで、新たに今の座間味村社協を彼がやめた後も継続するためにはどういったことをやらないといけないのか。逆に県の社協にもどういったことをお願いしていこうか。どういったことを相談していこうかということで今議論をまさしく進めているところでございます。年度末でございますから、なかなか先方にも会えない部分はございますけれども、年度が明けましたら、できるだけ早い時期に県社協にも行きながら、まずはこの座間味村社協が今の状況で、職員がいなくなる状況を踏まえてどういったことをしなければいけないのかということ社協だけに任せるのではなくて、行政も一緒になって話し合いをしていくというところでございます。できるだけ村民の皆様に負担をかけないような、それから座間味村社協がこれからはずっとしっかりと活動ができるような環境づくり、別組織とはいえ座間味村行政としてもしっかりとサポートしていきたいというところでございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これだけ認識を持っていて、真剣に考えているんだなということが今日分かりましたので、これは皆さん一緒になってやっていかないと、本当に社協は今おっしゃったように大変重要なポジションであります。ましてやこのコロナ禍で借入れとかいろんなこともあって、住民のよりどころというか、相談場所にもなって

おりますし、そういうところからして今村長がおっしゃるように、村もそういうふう認識しているのであれば一安心というか、これから探せるかどうかというところがもちろん課題ではあるんですけども、その件は分かりました、ありがとうございます。この予算に関してはどういう計上でそのぐらいの額になっているか、そこまで教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

予算につきましては、社協から直接いつも毎年見積りをいただいております。その内容については一番大きいのが人件費が8割を占めているところです。あと事業の補助に係る費用と3つの人件費とそれと臨時職員もごさいますので、臨時職と人件費2名分とあと運営に係る費用について計上させております。やっぱり毎年人件費が上がってきておりますので、そういったことで自然増によるものかなと。給与上がっていきますので、そういったものが増に今回なっているのかなと見ております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。続けてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい、どうぞ。

○ 2番（宮平喜文議員）

37ページ、負担金、補助金で村の老人クラブ、座間味区老人、それから阿嘉とか軒並み去年より補助金が減っているんですね。村老人クラブは去年17万円が6万6,000円、座間味老人クラブが去年は9万2,000円が今年3万円、阿嘉が去年7万4,000円、今年2万円ということになってはいますが、その減らした要因、原因というか、どういう経緯でそういうふうになっているか。私たちもそれは聞かれたときに教えないといけないですから、ちょっとその辺、分かるんでしたら教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

今回、減額の理由はですね、やはり令和3年度の活動の実績がほとんどコロナで事業が中止、総会等も開かれていないということでございます。我々もそういった実績に基づいての補助金になりますので、活動が中止した分については削除せざるを得ないということで、今回は減額させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

54ページをお願いします。土木管理費の中の道路新設改良費とあります中で、委託料、阿嘉地区観光道路変更清算設計委託業務として1,600万円余り予算計上されていますけれども、去年の予算書を見たら、この14節がありまして、工事費が3,500万円余り計上されておりました。今回この変更の中の予算だ

けであって、工事は行わないということによろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

金額に関して160万円です、1,600万円ではなくて160万6,000円。その内容としましては、4月以降の発注になります。積算の変更と、観光道路工事発注しますので繰越事業で。その部分の施工管理も伴っております。この2つ、積算と施工管理、合体した予算であります。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。できるだけ早めの工事が着手できるようお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

49ページです。上から6行目、農業振興地域整備計画策定業務約700万円ですけれども、具体的な内容をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この5年に一度の農振地域の見直しの業務を、令和3年度から実施しております。3年度に基本的な計画を実施して、その内容を住民説明会を開いて内容説明して、アンケート等を取って中身を精査する予定でしたが、コロナ禍で住民説明会がほとんどできていないということで、住民説明会をまず繰越事業として行って、その後にそれを受けて本格的に農振の見直し作業の実施に入ります。その策定業務がこの697万円です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

47ページのほうです。衛生費のほうですけれども、阿嘉グリーン廃棄物処理です。これはチリメーサーという後ろのほうが稼働していないんですよ。その稼働が可能なのか、それともそれを動かせる方がいないのか、今後どうするのかというのを、その辺をお聞きしたいなと思うんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

クリーンセンターに設置しています小型焼却炉でございますが、これについてはメーカーのほうでちゃんと点検、動作確認、補修等はさせて、稼働はいつでもできる状況となっております。運転方法については、阿嘉の場合は毎日運転はしていないんですが、実際座間味のほうから会計年度任用職員に行ってもらって、

座間味と阿嘉交互に運転しておりました。ただ現時点で、阿嘉島のほうに漂着ごみ等が少ないということで、今一旦休止している状況であります。またそういった海岸漂着の燃やすものが出てきたら、こちらと調整して座間味のほうから派遣していきたいと思っております。併せて今、会計年度任用職員を募集しておりますので、またそういった人員がいれば阿嘉島にも配置させていただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ちなみにこの漂着物がありますよね、2番目のほうに。その分も一緒に焼却できるということですか、これは。そのままごみとして那覇のほうに出すのか、それともこっちのほうに焼却できるのか、その辺を分別するのかどうするのか。これは環境省かどこかで漂着物に対しては全て調査するのか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

最後にあります海岸漂着物対策事業については、これまでも継続しております環境省の事業です。これについては今回の座間味と阿嘉のほうポイントを絞ってですね、いわゆる漂着ごみの回収、これはどこから流れて来ているのかということで追跡調査もさせていただいております。それと併せて、この事業の中には子供たちへの学習も含めております。こちらのほうはこの事業で実施させていただいております。小型焼却炉についてはボランティアで民間の方が浜の清掃とかやったり、ダイビング協会さんがたまに清掃をやります。そういったものを対象に仕分けして燃やしているといった状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私がお聞きしたのは、やはり住民から出たごみと漂着物が一緒になるのかなというのが、それがお聞きしたかったものですから、分けてそういうことができるのであれば。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

業者がやるものについてはクリーンセンターに持込みは一切ございませんので、しっかりと仕分けして分別して処理させております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

48ページ、農業振興費、2つ、3つぐらいお聞きします。需用費の中で光熱水費が120万円、各公共施設修繕費が148万2,000円、先ほど農業振興は清志議員が聞いていましたからいいけど、その下に使用料及び賃借料で323万4,000円、これはまたどこのことなのか。その3点、農業振興費の中から

お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

1点目、公共施設使用の修繕費、需用費の中の公共施設修繕費に関しましては、慶留間の公園の横に小さい橋があります。そこの修繕費が入っております。それと大浜の浄化槽、大浜自体の浄化槽の中のポンプの修繕費が入っております。この2つになります。あとは土地使用料、土地使用料に関しては大浜、ニシバマ、慶留間、古座間味関連の施設の土地の借地料となっております。すみません、あと1点何でしたか。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ、この光熱費もそれに関連するものとして捉えていいわけですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

次は50ページ、漁港建設費、阿嘉漁協電気代、それから修繕費の182万5,000円、これはこんなにかかるとですか。この辺のことをちょっと、どこの修繕をどうするのか教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

阿嘉の施設につきましては、上の瓦とかが剥がれてきて危険、コンクリートの剥離とかがあるものですかからその辺の修繕が入っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは建物としては、どこの建物ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

阿嘉漁港の旅客ターミナル。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

次の51ページ、委託料から負担金を含めて、もちろん一括であるんですけど、これは例年出てくることであるんですけども、委託料で頑張る観光支援事業は水族館関係だということをお聞きしました、899万8,000円、それから負担金の座間味村観光受入拠点事業、それに頑張る観光支援事業と1,684万3,000円と1,055万円とあります。これの詳細をゆっくり内訳を教えてくださいたいんですけども、どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まず、座間味村観光受入拠点事業に関しましては、観光協会の補助金となっております。大半が人件費、その他事業に関する事業費の補助となっております。続いて頑張る観光支援事業ですが、詳細につきましては、まず各種イベントの補助金、慶良間ブルーカップ465万円、サバニレース200万円、ヨットレース80万円、座間味まつり150万円、ファン感謝月間60万円、ホエールウォッチングフェスタで100万円となっております、またその一部で頑張る観光支援事業に関しては委託は水族館と申し上げましたが、この御時世ですので水族館でできるか、水族館以外も検討して観光PR事業を進めていきたいという中で、コロナ禍において、また新たなるPRが必要ということで負担金の頑張る観光支援事業については新たなる映像とかそういったPR素材を作成して新しい周知ができたかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

じゃあ次の52ページ、これも毎年お聞きしていることであるんですけども、委託料の中で座間味村海岸安全事業委託2,497万3,000円、これは例のものだと思うんですけども、これは当然この予算が通って、これからゴールデンウィーク前からやると思うんですけども、これも地元の方を考えているのか、新たにそういうプロポーザルとかいろんなことをやって募集するのか、その辺まで教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

事業の公募に関しましては、今予定している村内業者とかではなく、一般公募をしておりますので、その中で応募のあった業者をプロポーザルで審査して決定という工程になっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは何月から何月まででしたか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

この予算が通りましたら、すぐにでも公募をかけて、4月中旬、ゴールデンウィーク前から11月までの予定となっております。11月の中旬までです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。続けてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい、どうぞ。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じ52ページ、全協でも聞きましたけれども、座間味村地域公共交通車両購入事業ということで3,174万7,000円と非常に大きな金額が組まれております。全協での説明だと村営バスを購入するというふうに聞いたんですけども、もちろんバスには20名、30名、40名、50名、60名といろいろ、中型、大型とあるんですけど、この予算を計上しているということは、これは見込みとして、補助としてもらえることがもう決まっているんですか。そこまでお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

この一括交付金に関しては、事業の交付決定が4月1日になりますので、今のところまだ補助金がもらえるというわけではなく、今調整中であります。その中で、交付決定の中にその一括交付金事業の中で、交付決定の中でそのメニューが入れば事業が執行できるという形になっておりますので、予算は計上させていただいておりますが、そういった事業交付決定が一括できなかった場合には当然予算も一般財源に振り替えないといけないので予算の取下げにはなってくる可能性もあります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ところでこれは見通しとしてどうですか。そこまで教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

今のところ調整中なんですけど、いろいろ県のほうとも調整しているんですけど、ほかの補助事業がないかとか、そういったものを模索しながらやっていますので、今のところ正直に、正直というか、やり取りをしている中で採択されるかどうかというのはまだ見通しがつかないところではあります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。でも頑張ってください。とりあえず今は以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

次の54ページ、土木費の需用費で修繕費が209万7,000円組まれています。去年も107万1,000円ぐらいあったんですけど、これはどこの修繕費ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。修繕費に関して、まず街灯の修繕と阿真地区のマリリンのほうから曲がって集落に入る手前、縦断がきつくなっているところ、あそこは見通しが悪いということで路面標示をずっと阿真区のほうから要望があります。そのマーキングによる注意喚起を行う予定。それと慶留間地区の空港に行くところの丁字路の部分の路面標示、そこも県のほうからその路面標示の注意喚起をするようにということでの提言がありますので、その修繕を行う予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。続けてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい。

○ 2番（宮平喜文議員）

その下の55ページ、負担金、補助及び交付金の中で座間味ダム改修事業負担金として220万6,000円、こっちの座間味ダムは県にあげたはずなんですけど、もちろんまだ浄水場のほうも引いていないということもあるんですけど、これは改修事業負担金として、何をどうするんですか、ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

これは県が改修するものの中の負担金であります。その中身についてまだ確認はしておりませんが、県が実施する事業の中で村が負担する部分であります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。じゃあこれは負担金としてとりあえず県に払うということは理解できました。続けていいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じく土木費の港湾管理施設修繕費846万7,000円、これはどこの修繕費ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まずは座間味港東側の、漁協の漁具倉庫のそばにありますフェンスの一部撤去ですね、これは座間味区のほうから要望がありまして、拝みする井戸があるということで、そこはフェンスから除外してほしいという要望があったのでそこを一分やり替え工事となっております。あと座間味港の西側にステージができています、歴史文化センターのところにコンクリート舗装をしていますが、そこに車の乗り入れができない状況ですので、その車を乗り入れるような修繕を行いたいと思っております。また以前、宮平清志議員からありました座間味港ターミナルから、今の青のゆる館までに行く道の歩道のペンキ塗りと擁壁の解体、それも入っております。また東側の産業バスに不法投棄をされていますごみなどの一部撤去を考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

66ページをお願いします。学校建設費の中で委託料と工事請負費、約2年間近く発注を待ち望んでいた校長先生をはじめ、先生方も学校現場でも喜んでいると思います。その工事の、今は随意契約でやっているというお話を聞いていますけれども、完了の予定はいつ頃になるか分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

工事の件ですけれども、10月をめどに完成と考えております。10月完成を目指して今取り組んでいるところであります。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

10月というと今年の10月ということでよろしいですか。来年じゃなく。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

令和4年10月です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。すばらしい校舎ができるようによろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

56ページ、土木費の中の住宅管理費、説明のほうの修繕費、全協で伺ったときには座間味の第一団地の雨漏りの修繕ということなんですけれども、どの程度の規模なのか、金額も1,000万円近いので伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

こちらのほうは座間味の第一団地となっております。今、北側の二棟を予定しております。令和3年度では4棟終わったところでありますので、こちら奥のアパートですが、これの残りの2棟を今回修繕させていただきます。この見積りでも約350万円の費用がかかっているところです。残りのものについては修繕工事が出ていますので、随時水回りとか建具の悪いところ等に充てさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

これはじゃあ実際雨漏りしている場所もあるのか。また予防的なものなんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

こちらまだ雨漏りがあると聞いております。そういったことも含めて、過去に修繕はしているんですけども、今回は外壁等も含めて修繕となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。これは古い団地、アパートも結構あるので、修繕に毎回1,000万円近くになると何か考え物ですね。分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

59ページの備品購入、一括交付金で使われていますけれども4,290万円、これの内訳を教えてくださいなんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

これは座間味島に入ってきております老朽化した消防車の購入となっております。全額消防車の費用となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

58ページ、同じく備品購入、415万1,000円、これは全協で草刈り機等々の何かということだったんですが、もう一度お願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

空港で使用する草刈り機、乗って、エプロン周りの草を多く、一気に刈れるような草刈り機の購入を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ちょっといいですか、私ではなかなか探しきれないのか、皆さん当初に、緑地公園のナイター照明の設備を今年はやるということだけれども、予算の中でどこにあるかということをお聞きしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。教育費の保健体育施設費の12の委託費です。次年度は、令和4年度に関しましては設計のみとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはたまたま私もずっと昔、教育委員会、ここの一括交付金があるときに当時村長が1人2つぐらいの一括交付金の活用についてということを出しなさいというのが、昨日のように覚えていますけれども、その当時から50代の後半、60代になってくるとだんだん目が見えなくなるもので、夜のナイターができないということも個人的な意見もあって、これはやったほうがいいよということもずっとここまで言ってきたわけですが、やっとこれをLEDに替えるというような話があって、これは今教育課長の話を聞くと設計の段階だと、今年は。ということは来年ぐらいにやるのかということなんですけど、ただ要望として、やっぱり野球している人、私なんかは60後半なって昼間しか野球はできないんですけど、要望としてはライト側、センター側にももう少し照明を増やせば、もう少し夜の野球も楽しめるんじゃないかなということも要望としてやっておきます。ひとつこの辺もよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度座間味村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 令和4年度座間味村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第7. 議案第15号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第16号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これをもって午前の会議を閉じます。午後は1時30分から開きます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

これから午後の会議を開きます。

日程第9. 議案第17号 令和4年度座間味村航路事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

6ページです。全協のときにも村長から少しお話があったんですけども、説明の上から4行目ですか、登記船舶運賃低減化実証実験事業、もうちょっと詳しく伺いたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

これも沖縄県の一括交付金事業の一つのメニューとして現在申請中であります。事業内容といたしましては、12月中旬から3月中旬までの3か月間の登記の料金は隣村の渡嘉敷村並みまで持って行って、その運賃を低減してお客さんの増員を見込めるかどうかという実証実験を3年間行う予定となっております。

○ 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

まずはこの3か月間実証実験を行って、ある程度効果というか、増客が見込めるようであれば、その低減のままでいけるということですか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

この実証実験に関しても最終的には村長が判断しますので、やはりその前の実証実験は大事だと思っております。それを踏まえて最終的にうちの執行部のほうで取りまとめて、最終的には村長がそういった決断をするかというのは実証実験後のこととなりますので、現段階では進めるという今後の実証事件後のことは差し控えたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

10ページのほうをお願いします。船舶修繕費のほうで需用費の節ですが、ドック費5,500万円余りの予算が計上されていますけれども、フェリーかクイーンか、また何月頃にドックの予定なのか分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

ドック費の5,500万円に関してはフェリーと高速船2隻の予定となっております。フェリーに関しては年度初めの4月に行い、高速船に関してはまだ予定ではありますが、10月か11月頃を予定しております。その間に5月に、補足ですが、説明2の合ドック費が高速船の清潔ドック費用となっております。これもフェリーが終わり次第、4月に高速船を清潔ドックに入れる予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。船も人間と一緒に修理も大事だと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

こちらのほうには載っていないんですけども、情報としてですね、自動車運搬ですけども、これは一般自動車、車検のときには住民割引がきくらしいという話を耳にしているんですけども、その車検以外は住民割引がきかなくなるという情報が入っていますけれども、これはどういうことなのか、本当の話なのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

これは恐らく誤った情報かなと思っています。基本的にまず車検で、車検以外に関しては修理、それ以外には那覇に、要は交通の便を解消するための事業となっておりますので、那覇に来るまで行かれて買い物される方も半額免除となっております。今年度の4月からはまた新たに村内における法人事業者の名義については拡大して、住民サービスを広げようとは思っております。またその代わりなんです、税金の滞納がある方に関してはこのサービスを受けられない仕組みとなっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

税金が納められていない方は対象にはならないと。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

午前中も言いましたけれども、たまたまですけれども、冬期船舶運賃低減と、清志議員からもありましたように、これは私が以前にもこれはどうか検討してくれということで、議会の場でも提言したことがありますけど、照明とこれが今回の議会に取り上げられて、大変うれしく思っております。これが実現できるかどうかはもちろん分からないんですけど、ただ今、もちろん船舶のことですから、執行部の皆さんにお願いしたいのはですね、座間味村の旧暦の行事をもう少し重んじてくれないかなということが郷友あるいは元、皆さんの船舶職員のOB、あるいは那覇出張所にいたOB、これがなぜそういうことを言うかということ、去る16日、沖縄では正月が3日あるんですね、もちろん新正、旧正、十六日というのは当然グソーのショウガチということで、私、女房のお母さんが宮古ンチュで、久米島、宮古では飛行機も取れないというぐらい十六日は盛んなんですね。ところが私たちのところではコロナであろうが、ウィズコロナであろうが、結構船舶の職員は感じたと思うんですけど、十六日の日にフェリーで私も午前中墓参りしてウサギテ、フェリー乗ったら、元船舶職員、元船舶課那覇出張所職員、あるいは役場のOBたちがいて、「おい、十六日ぐらいはさ、船をさ、3時ぐらに出してくれないか」というような話を。というのは12時10分ぐらいに座間味着いて、お墓へ行って、変な話なんですけど、ウコーしてティウサーして、結局親戚のお墓までは行けないというようなことがあって、これどうにかできないかという話があって、私はその前日が火曜日でちょうど高速船が動いていましたので、うちのやつは前日最終便で来て、翌日のフェリーの2時で帰って、僕らは9時ぐらからお墓へ行って、いろいろウサギものをやって、親戚のお墓も3か所、4か所回ったんですけど、それができなかったという人が結構いて、これどうにかできないかという話があって、それとそういうふうにももちろん我々、最近皆さん現代っ子ですから、だんだん旧暦に対する行事が少しずつおろそかになっているんじゃないかなという気はしないでもないんですが、この辺どうですか、皆さん。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よくお聞きする話でございます。ただ、私たちが船の運航に関してはしっかりとその辺を、過去にもそういうことが多くあったので検討させていただいているつもりでございます。今回の十六日に関しましては、まずその前に2か月前にフェリーも高速船も運航時間を決めるということ、それに基づいて皆様方が、皆様方というかお客様が予約を既に入れてしまっている状況の中でまん防になりまして、高速船を走らせることができなかった、これが一番の要因でございます。そういった中でフェリーを繰り下げて運航するというのは天候の場合は仕方ないとしても、予約を取っているお客様がいたりすることもございまして、そういった環境の中でなかなか時間をずらすというのは突飛にはできないということだけはぜひ御承知置きいただきました

いということ。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

とりあえずこういう話が、もちろん郷友を含め、いろいろ我々の先輩、元同僚とかそういう話があったものだから、一応話としてとりあえず話をしている。来る4月何日かにはまた浜下りもあります。そういったときに万が一、またまん延防止が行われたりして船の運航等がおかしくなったりするときも、その辺も気を遣っていただきたいなと思います。続けていいですか。

先ほど合ドックで高速船がドックするというお話をお聞きしました。立派な船です。もちろん何回も乗っていますが、ただ乗っている方々からすると、後ろの客席がエンジン音が、非常に前の船と比べると大きいから、これ防音か何かできないのか。次の合ドックでできないのかという話がちらほら聞こえます。これはどうですか、うちのエンジンルールに入って防音、内側に何かやって装置か何かあるか、あるいはまたそういうことを考えているのかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まず初めに、合ドックにおきましてはあくまでも清潔ドックですので、4月の段階ではその辺は行えないのかなと考えております。やはり1年を通して最終的に保証ドックとなりますので、その中でそういった保証とか追加とか要望とかを取りまとめて出して、10月とか11月のドックにはそういった要望も一応話はうちのほうにも来ていますので、その辺が調整できるかは今からとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

僕らもよく乗って感じていますけど、方言でクサーハナセーミーランというような話もありますから、もしその辺あれでしたら検討してみてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和4年度座間味村航路事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 令和4年度座間味村航路事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

10ページをお願いします。簡易水道事業費の中の工事費ですね、2,300万円余りの予算が計上されていますけれども、この施設整備に関しては全協でも確認をしています、座間味の工事と聞いています。そこで私が質疑したかったのは、午前中の一般会計の消防費の中で聞くべきだったと思うんですけども、消火栓、これはやはり人災火災の必要なものであります。この消火栓は今、座間味と阿嘉だけにしか新しいのは入っていないと思います。慶留間とか阿佐、阿真などにはこの事業に沿ってできるか分からないんですけど、消火栓が設置できるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長(宮平壮一郎)

ただいまの件ですが、消火栓に関しましては一般会計の9款消防費のほうで230万円今回計上させていただいております。この230万円の内訳でございますが、今回座間味のほうに新規で4か所、阿嘉のほうに1基、合計5基を今回設置する予定となっております。消火栓につきましては水道と切り離して発注していますので、消防のほうの一般のほうで対応させていただいております。

○ 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

分かりました。けれども、慶留間のほうにおいて消火栓のほうが今2基で、1基は使えない状況なんですよ。そのほうも設置できるように、御検討のほどお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○ 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

10ページです。浄水場の件ですけども、これも全協のときに少しお聞きしたい部分はあったんですけども、結局阿嘉の浄水場がランニングコストが500万円ちょっと、座間味の今の状況だとあと5年ぐらい、ずっとコストがかかる、1億円以上ですよ、これはね。これですね、やっぱりどう考えてもおかしいなと思っていて、県に補助を要請するべきじゃないかなと思うんですけど、この辺どうか、担当でもいいですし、村長からもちょっと聞きたいですね。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

水道の広域化、阿嘉島はおかげさまで去年の3月末から供用開始をさせていただいておまして、ランニングコストも非常に安くなっただけではなくて、とても安心安全な水の供給をしていただいておりますという言葉を、県事業ではございますが、阿嘉島、慶留間島の皆様方から私のほう、あるいは担当課長、担当職員に対してもお礼があったということで非常に喜んでおるところでございます。座間味島におきましては、島民の皆さんの中で場所の選定に関して考え方が二分をしてしまったということがございまして、結果、当初予定では去年の3月末に供用開始の予定がいまだに工事着手ができていないという状況があるということがまず一つございます。それを受けまして、今回の3月定例会でもいろいろな質問が出るだ

ろうということも踏まえて、担当課長のほうから県企業局の担当部局に対して現在の進捗状況の説明をしてほしいということで、先週来ていただきました。これに関しましては、昨年来、昨年の末から説明を求めると、あちら側からも説明をしたいという話があったんですが、なかなか工法あるいは工事のスケジュール的なものが固まらないということで延び延びになっておりましたが、やっと先週来ていただきまして状況確認をさせていただいております。最新の情報ではまずは令和7年度末に最終的な供用開始をさせていただくというのは前から話を、場所が変わってからの話ですけれども、そこに関しては変更はないが、一日でも早く供用開始をするように頑張っていきたいということが一つと、その間も現浄水場を活用しながら水を供給しないといけないということで、どういった形でやるかという、詳細はまだ決まっておられませんので表には出せませんが、3案ほど御提示をいただいております。それを私たちが決めるわけではないんですが、この3案の中から工程と工事のやり方を進めていく方法を考えていますという方向性をいただいております。その中でも一部供用開始にしても早くしてほしいというのをひとつ私のほうから申入れをしたのと、一日も早く出来上がる環境の選定をしてほしいということ。それと令和2年度におきまして、座間味島の維持管理に関しましてはランニングだけで2,700万円、前年度かかっております。突発的な工事もあったのかもかもしれませんが、少なくとも2,000万円以上かかるということが明白でございますので、これに関しましては企業局に申入れを行っております。何度も私話をさせていただきますが、沖縄県、そして沖縄県企業局のほうから場所の選定に関しましては座間味村、座間味村長で合意を取って、合意の下、場所を決めてほしいと言っていたにも関わらず、県知事が一方的に場所を山の上に造ると言った前提がありますよねという話をさせていただく中でそれも含めて遅れているので、あるいは座間味村民は村民でもありますが、県民でもあります。沖縄県が私たちと協定を結んでやると言ったからにはしっかりとやってもらわないと困るということで、できればこのランニングコストに関しましては支出をしてほしい。もっと言うならば、できるだけ早い時期に現施設を企業局の所有物にしていただいて、企業局で管理運営をしていただきたい。これ以上私たちはこの古い、老朽化した施設を活用するには私たちの技術力では厳しいものがあるというのを強く申入れをさせていただいているところです。県企業局からは、同様のことは前から言っておりましたが、改めて申入れがあったので持ち帰りますという話でしたが、これから先も、私たちなりのできることはしっかりとやりますが、沖縄県と協定を結んで、さらに沖縄県が一方的に場所の選定には関与しているわけですから、そこはしっかりと対応してもらおう。毅然とした態度でこれからも企業局に対しては申入れを行っていききたいというふうに思っているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。村長今おっしゃったように、県知事の矛盾したところがあって、このような状態になっていると思います。村民の税金を多額使うことになると思いますので、ぜひこれは強めにおっしゃっていただきたいですね。交渉して助成していただきたいと思います。よろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第18号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第19号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第20号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

9ページ、地方公営企業法適用業務と、前に聞けばよかったんですけども、下水道の公営企業法適用基本計画業務との違いとは何ですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

この公営企業法適用業務というものは、公営企業会計が令和6年4月1日から単独で会計処理していかないといけないことになっております。ですから産業振興課で持っているものであれば、簡水、下水、農排、漁排、全て会計が別になります。そのそれぞれに公営企業適用業務を委託業務として発注するんですが、その中身としては固定資産台帳等の整理、会計が別になるものですから、会計処理のシステムの構築のほうをそれぞれ別々に全て、令和6年4月1日から執行するために業務を進めていくという委託業務であります。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かったような分からないような……分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第20号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第21号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第14. 同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命について、提出者の説明を求めます。宮里 哲 村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしくお願ひいたします。

同意第1号

座間味村教育委員会委員の任命について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字慶留間47番地
氏 名 普天間 充
生年月日 昭和34年10月23日

令和4年3月8日提出
座間味村長 宮里 哲

提案理由

教育委員会委員の辞職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第5条の規定により議会の同意を得る必要がある。

この件に関しましては、辞職に伴った方の残任期間ということで第5条を適用させていただいているところでございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで同意案件の説明を終わります。

日程第15．同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今村長から説明がありましたけれども、残任期間というのはいつまでなんですか、そこを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。残任期間は令和4年度いっぱいです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

というのは、今は令和4年の3月、あと9か月そこらですか。

○ 教育課長（中村 悟）

4年度ですから……。

○ 2番（宮平喜文議員）

4年度、それとも来年の3月31日まで？ 令和4年度、来年の3月31日までということ？

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

現在、令和3年度ですので、令和4年度ということは、令和5年3月31日まで、1年間の任期となります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

すみません、よく分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第16．報告第1号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、よろしく願います。

報告第1号

令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告について

地方自治法第221条第3項の規定に基づき、事業計画書を徴したので、別紙のとおり報告する。

令和4年3月8日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第17. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いを御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和4年3月9日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件名 令和4年度 離島六村議会運営協議会視察研修

- (1) 目的 北大東村の産業視察、農業、水産業（各産業関係者との意見交換・歴史、1～3次産業の説明等）観光施設等の視察
- (2) 派遣場所 北大東村
- (3) 期間 令和4年5月19日（木）～5月20日（金）
- (4) 派遣議員 全員（5名）

日程第18. 発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議書を議題といたします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いを御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第1号は、提案理由を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第8号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議書については、原案のとおり可決されました。

座間味村議会
議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 垣花太郎
賛成者 座間味村議会
議員 宮平喜文

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と
平和的手段による早期解決を求める決議書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と
平和的手段による早期解決を求める決議書

去る2月24日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国から非難が相次いでいる。

沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。

そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返してきており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。

また、国連常任理事国であるロシア連邦による国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、本村議会はさきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言し、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く抗議すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月9日
座間味村議会議長

あて先

ロシア連邦大統領
駐日ロシア連邦大使

これで本日の日程は、全部終了しました。
これで会議を閉じます。
本日は、これをもって散会します。

散 会（午後2時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎